

第 85 回岩手県環境影響評価技術審査会

次 第

1 開会

2 議事

(1) 松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価方法書について
(資料No. 1～4)

(2) 一般国道4号 盛岡南道路（第2種事業）判定について
(資料No. 5～8)

(3) 「『大船渡工場次期原料山開発事業 環境影響評価』事業経過及び今後の方針」に
ついて
(資料No. 9)

【配付資料】

- No. 1 : 松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価方法書に係る環境影響評価手続状況
- No. 2 : 松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価方法書に対する意見（八幡平市）
- No. 3 : 松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価方法書意見の概要
- No. 4 : 松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価方法書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答
- No. 5 : 一般国道4号 盛岡南道路に係る届出の状況
- No. 6 : 第2種事業の判定の基準
- No. 7 : 一般国道4号 盛岡南道路第2種事業の判定に関する意見（盛岡市、矢巾町）
- No. 8 : 一般国道4号 盛岡南道路第2種事業概要書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答
- No. 9 : 「『大船渡工場次期原料山開発事業 環境影響評価』事業経過及び今後の方針」に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

松川地熱発電所発電設備更新計画に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	松川地熱発電所発電設備更新計画	
適用区分	法第1種	
事業の種類	地熱発電	
事業の規模	出力：14,000kW級	
事業の実施区域（予定地）	八幡平市	
事業者の名称	東北自然エネルギー株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和元年 8月 1日
	縦覧期間	令和元年 8月 2日～令和元年 9月 1日
	住民等の意見書の提出期間	令和元年 8月 2日～令和元年 9月 1日
	技術審査会の審査	令和 元年 9月 12日
	知事意見の送付	令和 元年 10月 1日
方法書	提出	令和 2年 3月 5日
	縦覧期間	令和 2年 3月 5日～令和 2年 4月 20日
	住民等の意見書の提出期間	令和 2年 3月 5日～令和 2年 4月 20日
	説明会	令和 2年 4月 2日
	意見の概要書の提出	令和 2年 5月 7日 意見： 0件
	技術審査会の審査	令和 2年 7月 3日～令和 2年 7月 9日 ※書面開催
	知事意見の送付	令和 2年 月 日 (期限：令和 2年 8月 4日) ※意見概要の提出から 90日以内

「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書」に対する
八幡平市長意見

1. 指摘・留意・検討事項等について
意見等なし

松川地熱発電所発電設備更新計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年5月

東北自然エネルギー株式会社

(目 次)

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1.1 公告の日.....	1
1.1.2 公告の方法.....	1
1.1.3 縦覧場所.....	1
1.1.4 縦覧期間.....	1
1.1.5 縦覧者数.....	2
1.1.6 インターネット利用による公表.....	2
1.2 環境影響評価方法書の説明会の開催.....	3
1.2.1 開催場所及び開催日時.....	3
1.2.2 来場者数.....	3
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
1.3.1 意見書の提出期間.....	3
1.3.2 意見書の提出方法.....	3
1.3.3 意見書の提出状況.....	3
1.3.4 意見書に対する事業者の見解.....	3

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条の規定に基づき、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1.1 公告の日

令和2年3月5日(木)

1.1.2 公告の方法

(1) 日刊新聞による公告

令和2年3月5日(木)付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した(別紙1)。

- ・岩手日報(朝刊)

(2) その他の方法によるお知らせ

上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ウェブサイトにて、令和2年3月5日(木)より掲示した(別紙2)。
- ・八幡平市広報「広報はちまんたい」3月号(令和2年3月5日(木)発行)に掲載した(別紙3)。

1.1.3 縦覧場所

縦覧は、第1表に示す自治体庁舎等4箇所にて実施した。

第1表 方法書の縦覧場所

縦覧場所	所在地
岩手県庁 環境保全課	岩手県盛岡市内丸10-1
八幡平市役所 本庁舎	岩手県八幡平市野駄21-170
八幡平市役所 西根総合支所	岩手県八幡平市大更35-62
八幡平市役所 安代総合支所	岩手県八幡平市叭田70

1.1.4 縦覧期間

(1) 縦覧期間

令和2年3月5日(木)～令和2年4月6日(月)

(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時～午後5時

1.1.5 縦覧者数

4名（縦覧者名簿への記載者数）

[内訳]

- | | |
|----------------|--------|
| ・岩手県庁 環境保全課 | 0人（0部） |
| ・八幡平市役所 本庁舎 | 2人（3部） |
| ・八幡平市役所 西根総合支所 | 1人（0部） |
| ・八幡平市役所 安代総合支所 | 1人（1部） |

※（ ）内は縦覧場所に備え付けた「あらまし」の持ち帰り部数である。

1.1.6 インターネット利用による公表

当社ウェブサイトには方法書及び要約書を掲載し、公表した（別紙2）。公表期間は、意見受付期間と同じ令和2年3月5日（木）～令和2年4月20日（月）とし、その期間は常時アクセス可能な状態とした。公表期間中の当社ウェブサイトの閲覧回数は328回であった。

1.2 環境影響評価方法書の説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づく、方法書の記載事項を周知するため方法書説明会（以下、「説明会」という。）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、3月17日から4月2日に延期し、開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する新聞公告（別紙1）と同時に行うとともに、当社ウェブサイト（別紙2）と八幡平市広報「広報はちまんたい」（別紙3）に掲載して周知を行った。また、延期の周知については、新聞（別紙4）及び当社ウェブサイト（別紙5）により行った。

なお、説明会を延期したことから、縦覧場所での方法書の公開を意見受付期間である4月20日まで実施し、その周知は当社ウェブサイト（別紙5）及び対象事業実施区域の位置する八幡平市松尾寄木地区を対象に回覧・配布（別紙6）により行った。

1.2.1 開催場所及び開催日時

八幡平温泉郷集会所：令和2年4月2日（木） 18時30分～19時10分
（当初予定）八幡平温泉郷集会所：令和2年3月17日（火） 18時30分～

1.2.2 来場者数

来場者は2名であった。

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

令和2年3月5日（木）から令和2年4月20日（月）まで
（郵送の受付は当日消印有効とした。）

1.3.2 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見箱への投函及び郵送又はFAXにより意見を受け付けた（別紙7）。

1.3.3 意見書の提出状況

方法書について、環境の保全の見地から提出された意見書はなかった。

1.3.4 意見書に対する事業者の見解

環境の保全の見地から提出された意見書はなかったため、事業者の見解はない。

岩手日報への公告内容

縦覧開始時 (3月5日)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。 令和二年三月五日

一、事業者の名称

東北自然エネルギー株式会社
代表者 取締役社長 阿部 聡

二、対象事業の名称

松川地熱発電所発電設備更新計画
発電所の原動力の種類 汽力(地熱)

三、対象事業が実施されるべき区域

岩手県八幡平市松尾寄木 松川国有林内
発電所の出力 一万四千ワット級

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

五、縦覧の場所

岩手県庁／八幡平市役所(本庁企画財政課、西根総合支所窓口、安代総合支所窓口)

期間 令和二年三月五日(休)から
令和二年四月六日(休)まで

土曜日、日曜日、祝日を除く
時間 午前九時から午後五時まで

電子縦覧 弊社ホームページ
(<https://www.rousec.co.jp/>)

六、説明会の開催

開催日時 令和二年三月十七日(火)午後六時半
開催場所 八幡平温泉郷集会所

住所・八幡平市松尾寄木第一地割
五九〇番地三二〇

七、意見書の提出

環境の保全の見地からの意見をもちのの方は、書面に住所・氏名・ご意見(日本語により意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、令和二年四月二十日(月)までに、左記の提出先へ郵送(当日消印有効)またはFAXにて送付してください。

意見書の提出先

〒九八〇〇一〇八一 仙台市青葉区一番町三丁目七一

東北自然エネルギー株式会社

技術本部 地熱事業部

TEL 〇二二-二二二-三九九八

FAX 〇二二-二六五-二二〇七

当社ウェブサイトへの掲載内容

「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧について

「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧を行っています。

【縦覧の概要】

- 1. 対象事業の種類、規模 地熱発電所、14,000kW 級
 - 2. 対象事業実施区域 岩手県八幡平市松尾寄木 松川国有林内
 - 3. 縦覧の場所 岩手県庁環境保全課、八幡平市役所（本庁、西根総合支所、安代総合支所）
- 期間 令和2年3月5日（木）～令和2年4月6日（月）
（ホームページは令和2年4月20日（月）まで公開）
- 時間 9時～17時 *土曜・日曜・祝日を除きます。

【説明会の開催】

- 1. 日時 令和2年3月17日（火） 18時30分～
- 2. 場所 八幡平温泉郷集会所 アサンプレ オクト
（八幡平市松尾寄木第1地割590番地310）

【意見書の提出】

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、郵送又はFAXにて送付してください。

- 1. 意見書の記載内容
住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい）
- 2. 意見書の提出先、受付期限
東北自然エネルギー株式会社 技術本部 地熱事業部
〒980-0811 仙台市青葉区一番町3丁目7-1
TEL 022-222-3998 FAX 022-265-2207

受付期限 令和2年4月20日（月）まで（当日消印有効）

松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書(PDFファイルサイズ:約25MB)

[表紙・目次 ～ 第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 ～ 第9章 委託事業者](#)

松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書 要約書(PDFファイルサイズ:約8MB)

松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書のあらまし(概要版)(PDFファイルサイズ:約2MB)

※ご意見記入用紙はこちらです。

[PDF版](#) [ご意見記入用紙](#)

[EXCEL版](#) [ご意見記入用紙](#)

八幡平市広報「広報はちまんたい」3月号への掲載内容



松川地熱発電所設備更新 説明会と縦覧を行います

東北自然エネルギー(株)では、松川地熱発電所発電設備更新計画の環境影響評価方法書に関する説明会と縦覧を行います。

■事業予定区域 松尾寄木松川国有林内

◎説明会

■日時 3月17日(火)午後6時半

■場所 八幡平温泉郷集会所

◎方法書の縦覧

■縦覧期限 4月6日(月)※土・日・祝日を除く

■縦覧場所・時間 市役所企画財政課、西根・安代両総合支所 午前9時から午後5時まで

■意見の提出 ▶縦覧場所備え付けの意見箱に投函▶同社宛てに郵送(当日消印有効)またはファクス

■意見の提出期限 4月20日(月)

◎問い合わせ先 同社技術本部地熱事業部(☎022-222-3998、ファクス022-265-2207)

広報はちまんたい 3月号 14ページ

岩手日報への公告内容

説明会延期のお知らせ (3月13日)

説明会開催のお知らせ (3月26日)

説明会延期のお知らせ

松川地熱発電所発電設備更新計画に係る環境影響評価
方法書の説明会を三月十七日に予定しておりましたが、新
型コロナウイルスの感染拡大を受け、開催を延期することと
しました。改めて説明会を開催する予定としておりますの
で、日程が決まり次第お知らせします。

なお、今後の状況によっては中止する場合があります。

方法書につきましては、岩手県庁と八幡平市役所で四月
六日まで、弊社ホームページ(<https://www.tousec.co.jp>)で四
月二十日までご覧頂けます。

〒九八〇一〇八一 仙台市青葉区一番町三丁目七七一
東北自然エネルギー株式会社
技術本部 地熱事業部
TEL〇三一二三二一三九九八

説明会開催のお知らせ

松川地熱発電所発電設備更新計画に係る環境影響評価
方法書の説明会開催を、新型コロナウイルスの感染拡大を
受け延期しましたが、改めて開催することとしましたので
お知らせします。

開催日時 令和二年四月二日(休) 午後六時半
開催場所 八幡平温泉郷集会所
住所：八幡平市松尾寄木第一地割五九〇番地三二〇

なお、今後の状況によっては中止する場合がありますが、
その場合は、弊社ホームページ(<https://www.tousec.co.jp>)
でお知らせいたします。

〒九八〇一〇八一 仙台市青葉区一番町三丁目七七一
東北自然エネルギー株式会社
技術本部 地熱事業部
TEL〇三一二三二一三九九八

当社ウェブサイトへの掲載内容（説明会開催のお知らせ（3月26日～））

「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧について

「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧を行っています。

【縦覧の概要】

※各縦覧場所で令和2年4月20日(月)まで閲覧できます。

1. 対象事業の種類、規模 地熱発電所、14,000kW級
 2. 対象事業実施区域 岩手県八幡平市松尾寄木 松川国有林内
 3. 縦覧の場所 岩手県庁環境保全課、八幡平市役所（本庁、西根総合支所、安代総合支所）
- 期間 令和2年3月5日（木）～令和2年4月6日（月）
（ホームページは令和2年4月20日（月）まで公開）
- 時間 9時～17時 *土曜・日曜・祝日を除きます。

【説明会の開催】

※新型コロナウイルスの感染拡大を受け、3月17日の開催を延期しておりました説明会を下記のとおり開催することとしました。

なお、今後の状況によっては中止する場合があります、その際は当ホームページにてお知らせいたします。

1. 日時 令和2年4月2日(木) 18時30分～
2. 場所 八幡平温泉郷集会所 アサンプレ オクト
(八幡平市松尾寄木第1地割590番地310)

【意見書の提出】

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、郵送又はFAXにて送付してください。

1. 意見書の記載内容
住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含めて、日本語で記載して下さい）
2. 意見書の提出先、受付期限
東北自然エネルギー株式会社 技術本部 地熱事業部
〒980-0811 仙台市青葉区一番町3丁目7-1
TEL 022-222-3998 FAX 022-265-2207

受付期限 令和2年4月20日（月）まで（当日消印有効）

松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書(PDFファイルサイズ:約25MB)

[表紙・目次 ～ 第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 ～ 第9章 委託事業者](#)

松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書 要約書(PDFファイルサイズ:約8MB)

松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書のあらまし(概要版)(PDFファイルサイズ:約2MB)

※ご意見記入用紙はこちらです。

[PDF版 ご意見記入用紙](#)

[EXCEL版 ご意見記入用紙](#)

八幡平市松尾寄木地区へのお知らせ内容

表面

令和2年4月
東北自然エネルギー(株)松川地熱発電所の発電設備更新計画に係る
環境影響評価方法書の縦覧について

日頃より松川地熱発電所の運営にご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。

当社の松川地熱発電所(出力 23,500kW)は、日本で最初の商用地熱発電所として昭和41年に営業運転を開始しましたが、長期にわたる運転の結果、設備の老朽化が著しい状況を踏まえ、令和7年の営業運転開始を目指し、出力 14,000kW 級の発電設備に更新することとしました。

本事業の実施にあたり環境影響評価法に基づき、事業の概要と事業による環境影響の調査、予測及び評価の方法等を取りまとめた環境影響評価方法書を、八幡平市役所本庁舎、安代総合支所、西根総合支所並びに弊社ホームページ(<https://www.tousec.co.jp>)で4月20日まで公開し、ご覧頂けます。

方法書にご意見等をお持ちの方は、縦覧場所の意見箱に投函いただくか、弊社に4月20日まで郵送していただきますようお願いいたします。

本事業について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《お問合せ先》〒980-0811 仙台市青葉区一番町3丁目7-1
東北自然エネルギー株式会社 技術本部 地熱事業部
TEL 022-222-3998 FAX 022-265-2207

方法書の概要

1. 事業の概要

更新後の発電設備は、現在の発電所敷地内に設置します。

発電設備の概要

項目		種類	
		既設	更新後
発電設備	蒸気タービン	復水型(出力:23,500kW)	復水型(出力:14,000kW級)
	発電機	25,000kVA	約15,000kVA
	冷却塔	自然通風式(高さ:46m)	強制通風式(高さ:約15m)

※蒸気生産設備は、既設設備を流用します。

2. 工事工程

更新設備工事開始：令和 4 (2022) 年 (予定)

更新設備運転開始：令和 7 (2025) 年 (予定)

既設設備撤去開始：令和 8 (2026) 年 (予定) ※既設発電設備は令和5年に廃止予定

既設設備撤去終了：令和 12 (2030) 年 (予定)

3.環境影響評価を行う項目

				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	一造成等の施的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働				廃棄物の発生
								熱地熱流体の採取及び元び	排ガ	排水	機械等の稼働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大環境	大気質	硫化水素						○			
			窒素酸化物	○	◎							
			粉じん等	○	◎							
		騒音	◎	◎						◎		
			振動	◎								
	水環境	水質	水の汚れ							○		
			水の濁り			○						
		その他	温泉				○					
その他の環境	地及び地質	重要な地形及び地質										
		地盤	地盤変動					○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○	○						
		重要な種及び重要な群落			○	○						
		地域を特徴づける生態系			○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○						
		人と自然との触れ合いの活動の場	○									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○				○		
		残土										

注：1. □ は、「発電所アセス省令」に記載のある一般的な地熱発電所における参考項目。
 2. ○ は、参考項目のうち、松川で環境影響評価項目として選定した項目。
 3. ◎ は、参考項目以外に、松川で環境影響評価項目として選定した項目。

意見書書式

「松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書」

御意見記入用紙

令和 年 月 日

〒□□□□-□□□□

御住所 _____

御氏名 _____

連絡先 _____

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地から次のとおり意見を提出する。

御意見の内容及びその理由

注) 本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

松川地熱発電所発電設備更新計画 環境影響評価方法書に対する
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《方法書》 p13

中和処理水 410 m³/h が、河川流量に占める割合を教えてください。

(由井 正敏 委員)

【回答】

発電所からの最大排水時における放流先の河川流量に占める割合は第1表、流量の測定位置は第1図に示すとおりです。

第1表 最大排水時の河川流量に占める割合

流量測定箇所	河川流量 (m ³ /h)	排水の河川流量に占める割合 (%)
① 赤川 (排水口下流)	秋季: 664	38.2%
	冬季: 563	42.1%
② 松川 (赤川合流後)	秋季: 2,034	16.8%
	冬季: 1,753	19.0%
③ 松川 (澄川合流後)	秋季: 4,874	7.8%
	冬季: 3,733	9.9%

注: 1. 河川流量の測定時期: 秋季調査; 令和元年10月24日、冬季調査; 令和元年12月14日

2. 河川流量は測定時の発電所からの排水を除いた値である。

3. 河川流量に占める割合の計算方法は下記のとおりである。

$$\text{排水の河川流量に占める割合} = \text{排水量}(410) \div (\text{排水量}(410) + \text{河川流量}) \times 100$$

【2】

《方法書》 p228

猛禽類調査地点からの累計の可視可能範囲図を示して下さい。

(由井 正敏 委員)

【回答】

猛禽類調査地点からの累計の可視可能範囲図は第2図に示すとおりです。

【3】

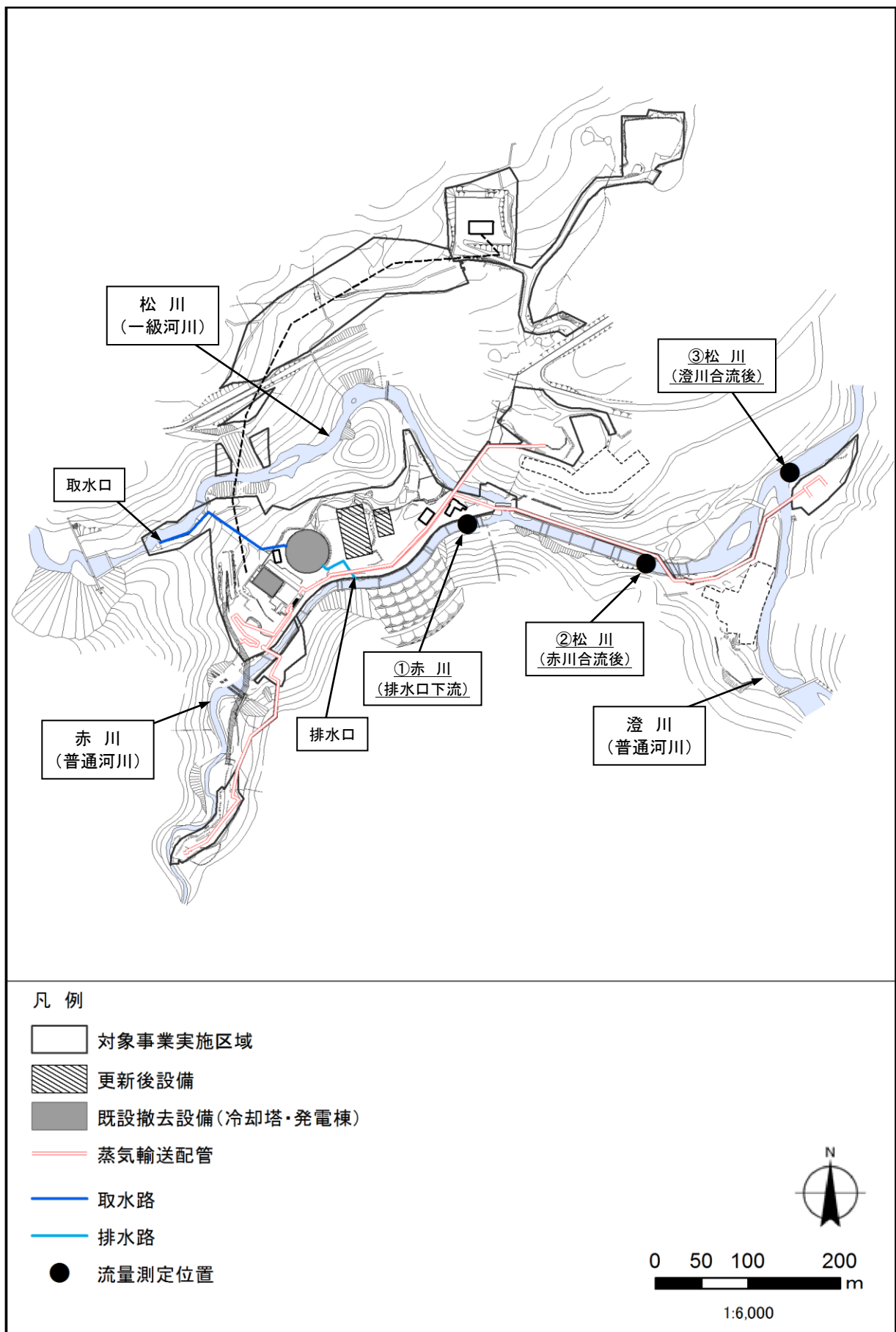
《方法書》

景観保全関係について、事業実施想定区域は岩手県景観計画の岩手山麓・八幡平周辺重点地域の山岳景観保全地区に指定されており、岩手県景観計画に定める景観形成基準への適合に努める必要があります。

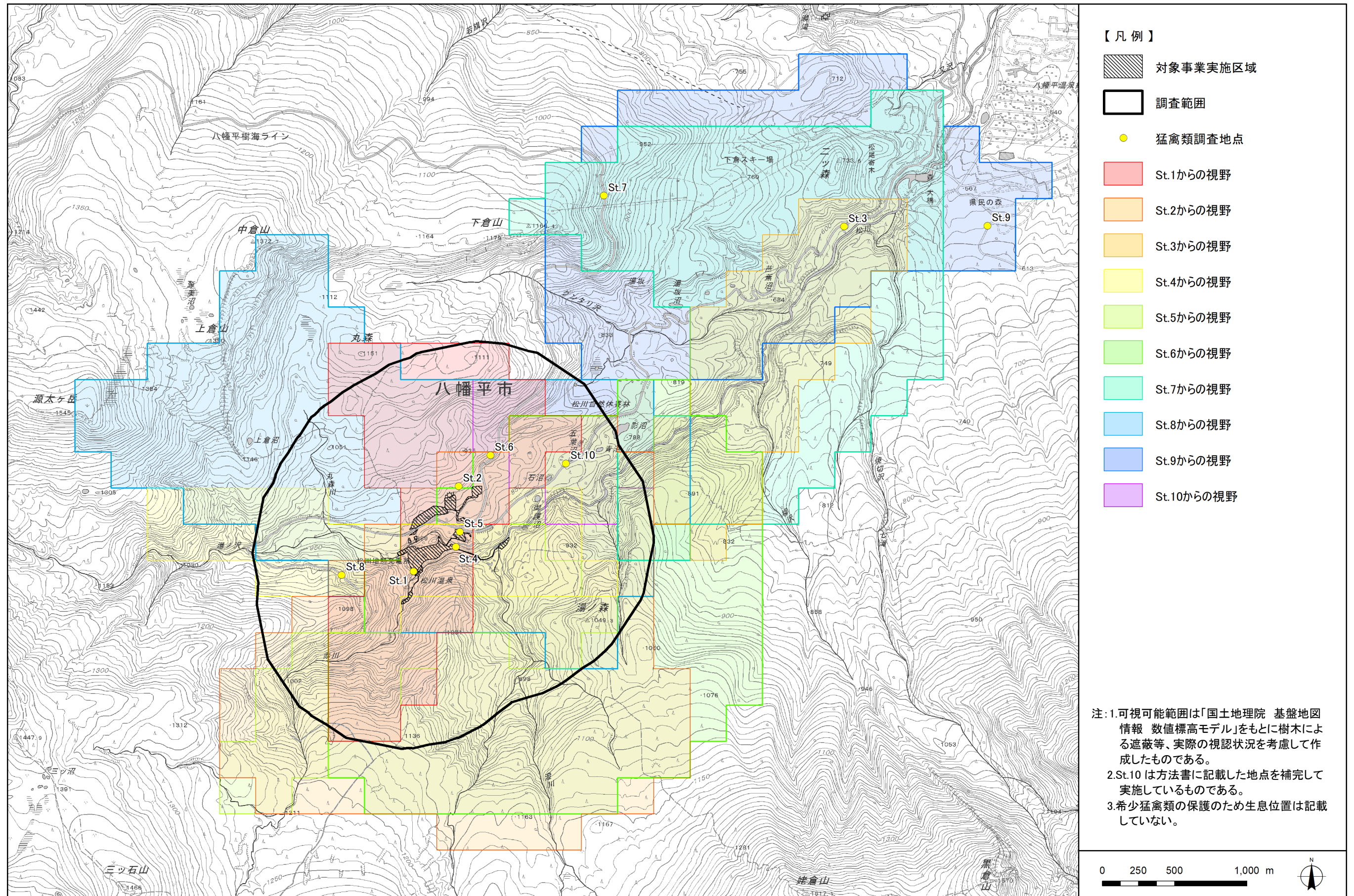
(都市計画課)

【回答】

発電所設備の設計にあたっては、調査、予測結果及び専門家の意見等をふまえ、岩手県景観計画に定められた景観形成基準に適合するよう努めてまいります。



第1図 流量測定位置



第2図 猛禽類調査地点からの累計の可視可能範囲

一般国道4号 盛岡南道路に係る届出等の状況

事業の名称	一般国道4号 盛岡南道路	
適用区分	条例第2種	
事業の種類	一般国道の改築	
事業の規模	車線の数4、道路延長 約7km	
事業の実施区域	紫波郡矢巾町西徳田～盛岡市永井地内	
第2種事業の概要の届出者 (事業者の名称)	岩手県知事 達増 拓也 ※都市計画決定権者	
概要書	届出	令和 2年 5月29日付け
	技術審査会の審査	令和 2年 7月 3日～令和 2年 7月 9日
	第2種事業の判定の期限	令和 2年 7月27日 ※届出の日から60日以内

(岩手県環境影響評価条例施行規則、第2種事業の判定の基準の要件)

第2種事業の判定の基準

規則第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業についての判定は、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

「次に掲げる要件」は以下の規則第5条各号を指し、この各号(要件)のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められ、環境影響評価その他の手続が必要と判定される。

なお、規則各号中の「知事が定めるもの」については、「第2種事業の判定の基準の要件」(平成11年1月県告示第19号の2)で規定しているものである。

規則第5条第1号 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

(要旨：環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業内容を含むものであること。)

(知事が定めるもの)

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

規則第5条第2号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(要旨：環境影響を受けやすい地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- (2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- (3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

規則第5条第3号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境法令等による指定地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき設定された鳥獣保護区の区域
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域
- (7) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (9) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

規則第5条第4号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境が著しく悪化している地域等に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定による環境上の条件についての基準であつて、大気汚染（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）、水質汚濁（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域
- (3) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域
- (4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

規則第5条第5号 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(要旨：同種の事業と一体的に行われ、総体として、
第1種事業の規模に相当又は前3号のいずれかに該当すること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 規則別表第1第1種事業の要件の欄に掲げる規模
- (2) 一般国道の新設又は改築の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さ又は新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上
- (3) 普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (4) 新設軌道の建設又は線路の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (5) 火力発電所の設置又は変更の工事業業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の出力の合計が15万キロワット以上
- (6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の面積の合計が30ヘクタール以上
- (7) 新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の面積の合計が100ヘクタール以上

一般国道4号 盛岡南道路第2種事業の判定に関する 盛岡市長意見

岩手県環境影響評価条例施行規則第5条各号に照らして検討した結果、「一般国道4号線 盛岡南道路事業」について、次の理由により環境影響評価その他の手続きの必要はないものと判断します。

(1) 施行規則第5条第1号について

当該事業は、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる要因は認められない。

(2) 施行規則第5条第2号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周辺に環境影響を受けやすい地域又は対象とは認められない。

(3) 施行規則第5条第3号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周囲は、環境の保全を目的として法令等による指定地域又は対象には該当しない。

(4) 施行規則第5条第4号について

当該事業が実施されるべき区域又はその周囲は、環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域とは認められない。

(5) 施行規則第5条第5号について

当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業が総体として第1種事業に相当する規模になるとは認められない。

一般国道4号 盛岡南道路第2種事業の判定に関する
矢巾町長意見

1 意見

環境影響評価の手続きは要しないと考えます。

2 理由

一般国道4号 盛岡南道路事業においては、環境配慮の対策を講じる計画となっており、環境影響の程度が著しいものとなる要件がないため。

一般国道4号 盛岡南道路 第2種事業概要書に対する
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《概要書》 p.3-14 ~ 3-15

事業実施区域内に東部取水井が入っています。この地域でこれまで工事等を実施し、取水している水の水質に影響したことはないか、可能であれば確認していただきたい。

(石川 奈緒 委員)

【回答】

当該地域で比較的規模の大きい工事として、岩手医科大学附属病院の建設工事が平成29年3月～令和元年7月に実施されています。一方、矢巾町で月1回実施している水質検査結果（別紙1）によりますと、平成30年度及び令和元年度の水質検査において、水質基準値を超過する項目はありませんでした。【別紙1】

また、矢巾町上下水道課に確認したところ、近年上水道の水質が悪化した事例はないとの回答を得ております。

【2】

《概要書》 p.3-17

動植物の調査はいつ実施されたものでしょうか。また、どのくらいの調査頻度だったのでしょうか。特に、水系の生物で希少種がみとめられていますので、調査季節、各調査の日数などをお示し下さい。

(島田 卓哉 委員)

【回答】

動植物調査は、平成30年夏季～平成31（令和元）年夏季にかけて、項目毎に概ね各季節に1回の調査を実施しております。詳細な調査時期・頻度・日数は別紙2のとおりです。

【3】**《概要書》 p.5-15 表 5-10 重要な植物の影響の有無・程度の分析結果**

現在の計画において生育地点の改変がない予定の2種（2と6）については、その旨と確認地点数及び株数が記述されていますが、他の6種については、「一部が改変されるが・・・影響は小さい」「改変は少ないことから・・・影響は小さい」と、曖昧な記述になっています。

他の6種についてもデータをお持ちだろうと思いますので、現在の計画の下で、消失する予定の生育地点と株数、また改変されずに残る生育地の数と株数を記述して下さい。

（鈴木 まほろ 委員）

【回答】

現地調査で確認した重要な種の確認地点・株数及び改変可能性を以下に示します。これらのうち、ミクリ属とキクモの確認地点の一部が改変を受けるおそれがあり、それ以外の種は直接改変はないと見込んでいます。

なお、現在、詳細ルート・構造の検討を行っている段階ですので、詳細な消失あるいは残存する生育地点と株数については、これらが決まり次第、算出いたします。

種名	確認地点・株数	改変可能性
ウマノズグサ	11 地点約 218 株	なし
ミクリ	1 地点約 20 株	なし
ナガエミクリ	2 地点 2 株	なし
ミクリ属	4 地点約 1,320 株及び 2 地点（7m×1,500m と 4m×480m）散生	あり
ナガボノワレモコウ	2 地点約 180 株	なし
ナラガシワ	2 地点 3 株	なし
マルバノサワトウガラシ	3 地点約 58 株	なし
キクモ	7 地点約 51 株及び 1 地点（24m×24m）散生	あり

【4】**《概要書》 p.2-6**

（全体の事業計画にかかわる質問です。）

盛岡南道路事業をすすめるにあたり、道路とする土地の公有地化に関わる手続きに多くの時間がかかることが予想されます。現在の進捗状況、あるいは地権者数の見込み、地権者への説明会予定などを教えていただけますでしょうか。本事業計画のスピード感を確認したいと考えての質問です。

（平井 勇介 委員）

【回答】

現在は、詳細ルート・構造の検討を行っている段階のため地権者数等についても決まっていません。地権者への説明については、事業化後に測量を実施し、設計が決まった段階で実施するため、現在は時期未定ですが、市町への住民説明会を今年度内に1度実施予定です。

【5】**《概要書》 p.3-19**

1999年頃に予定路線内の盛岡南公園に冬季に20羽ほどのコミミズクが集結していたが、最近はいないでしょうか。

（由井 正敏 委員）

【回答】

冬季にコミミズクの生息にも留意して調査を実施しましたが、本業務に係る現地調査では確認はございませんでした。

【6】

《概要書》 p.5-11

チゴハヤブサの餌として昆虫、コウモリ等を捕食するとありますが、小鳥も捕食するので、本事業によるそうした餌資源への影響はないでしょうか。

(由井 正敏 委員)

【回答】

本事業により、主に農耕地や草地が改変を受ける計画となっておりますが、周辺に同様の環境が広く残されるため、チゴハヤブサの餌となりうる小鳥への影響は小さいと考えております。

【7】

《概要書》 p.3-4

「土壌汚染対策法による指定区域はない。」とありますが、矢巾町北矢幅の辺りには形質変更時要届出区域がいくつかあるようです。

これらの区域は対象事業実施区域には含まれないということでしょうか。

(伊藤 歩 委員)

【回答】

こちらの記載漏れで、ご指摘のとおり矢巾町北矢幅に形質変更時要届出区域がございます。修正させていただきます（修正内容は別紙3に示す通りです）。

なお、これらの形質変更時要届出区域の一部が対象事業実施区域に含まれますが、改変の計画はない予定です。

【8】

《概要書》 p.3-15

対象事業実施区域の南東端には浄水場や取水井が含まれており、工事の影響を受ける可能性が懸念されます。

p.2-3の「2.2.4.1」には実施区域の起点として矢巾町西徳田と記載されています。

p.5-5には「計画路線は一般国道4号より西側とする計画としており、・・・」とありますが、4号線の東側も区域に含めなければならない理由について教えていただきたい。

(伊藤 歩 委員)

【回答】

本概要書作成時点では、計画路線は一般国道4号より西側とする計画ですが、事業計画は現在も検討中のため、計画路線の中心線から片側500m幅（両側1km幅）を対象事業実施区域として示しました。

このため、影響の可能性のある一般国道4号の東側も対象事業実施区域に含まれております。

【9】

《概要書》 p. 2-9 意見聴取の結果、p. 5-21

岩手県、盛岡市、矢巾町、住民・事業者の聴取の結果からも数年前と地域の状況が変わり、それに合わせた道路の改善の要望が窺われる。

その事からも本事業は必然と考える。

又、事業実施区域が景観計画で一般地域-農山漁村景観地区になっているが、現況から市街地景観地区と市街地景観地区を結ぶ農山漁村景観地区と市街地景観地区の中間的景観地区に変わりつつあるように感じる。

その事からも景観に及ぼす影響はほぼないと考える。

(鷹背 紅子 委員)

【回答】

ご意見を踏まえ、予測等を実施してまいります。

【10】

《概要書》 p. 5-1

本事業の必要性は、事業の目的(p. 2-1)の内容から十分理解する。

一方で、現時点でルート帯(p. 2-7)が示されているものの具体的な道路の地図上の位置が明らかにされていないので、5.1 節の記載内容について具体的にどのようなようになるのかがイメージできない。

- ・ 都市計画対象事業実施区域の外縁にある学校などの施設について、そのために大気質、騒音、振動の影響は小さいと述べているが、工事による騒音・振動や道路の供用開始後の環境騒音レベルの予測について、簡易的なものでも示していただいた方が周辺の住民に理解を得られるのではないかと思う。
- ・ 都市計画対象事業実施区域内にある矢巾北中学校などの施設に対する計画路線の配置を、緩衝施設の設置も含めて具体的に示していただく必要があると考える。
- ・ 学校の環境に関しては、学校環境衛生基準に対して大きな影響のないよう配慮いただきたい。

(高根 昭一 委員)

【回答】

現在、詳細ルート・構造の検討を行っている段階ですので、大気質・騒音・振動に係る予測地点や予測条件の詳細も現在検討中であり、現時点でお示しできる予測結果はございません。

なお今後、詳細ルート・構造が決まり次第、予測評価は実施し、必要に応じて今後の説明会等において説明する予定です。

また、学校の環境については、学校環境衛生基準を踏まえ、適切に対応してまいります。

【11】

《概要書》 p.5-22

環境騒音に関する環境保全措置として、やむを得ずではありながら夜間工事を行う可能性に言及しているが、特に住宅地付近では夜間工事はやめていただきたいのと同時に、工事に関しては地元の方々と密にコミュニケーションをとったうえで騒音・振動に関する配慮を十分に取っていただきたい。

(高根 昭一 委員)

【回答】

ご意見を踏まえ、適切に対応してまいります。

【12】

《概要書》 p.5-9

事業実施区域に隣接する、かつての開発（岩手医科大学）の際には、重要な植物の保全のため、大学敷地内にビオトープの造成と移植、さらには矢巾東小学校ビオトープへのドミノ移植等の対策を講じた。今回の事業計画においても、十分な代償措置を望む。

(平塚 明 委員)

【回答】

ご意見を踏まえ、適切に対応してまいります。

【13】

《概要書》

文化財保護法 第6章 埋蔵文化財 第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例）に基づく埋蔵文化財包蔵地が18箇所にある（別紙）ため、事前協議・調整が必要となる。

事業地の選定に当たっては、周知の埋蔵文化財包蔵地を極力除外することが必要であり、やむをえず周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する場合や、事業用地が大規模な場合は周知の埋蔵文化財包蔵地の有無にかかわらず、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課と事前に協議することが必須である。

(生涯学習文化財課)

【回答】

現在、詳細ルート・構造の検討を行っている段階ですので、その過程で協議させていただきます。

【14】

《概要書》 p.3-1 表3-1、p.3-2 表3-2

出典について、下記のとおり修正願います。

【修正前】

出典：「平成30年度 公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県）

【修正後】

出典：平成30年度岩手県環境保全課調べ

(環境保全課)

【回答】

ご指摘の通り修正致します。

【15】

《概要書》 p.3-2 表3-3、表3-4

出典について、下記のとおり修正願います。

【修正前】

出典：「平成 26～30 年度 公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県）

【修正後】

出典：「平成 26～29 年度 公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県）

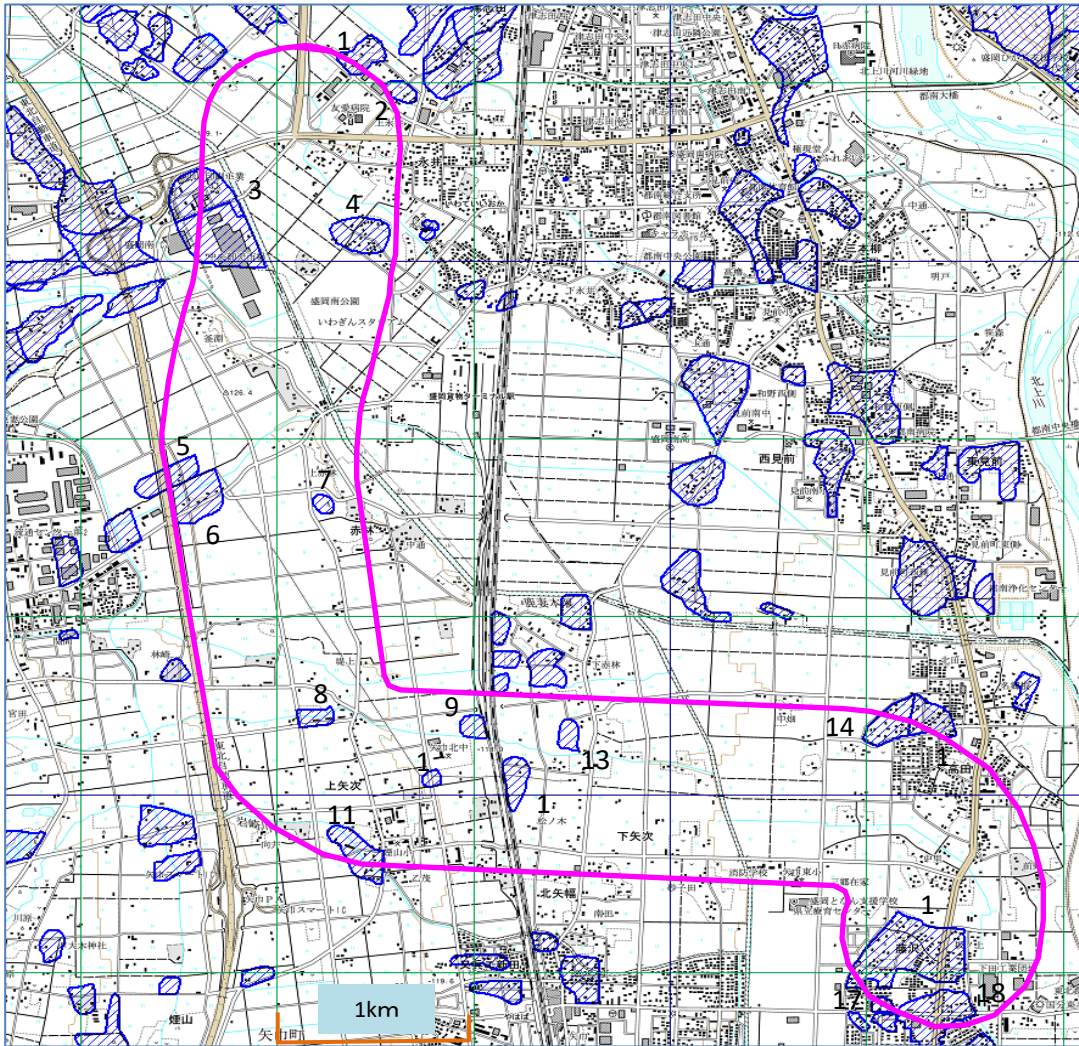
平成 30 年度は岩手県環境保全課調べ

(環境保全課)

【回答】

ご指摘の通り修正致します。

位置図



凡 例

- 開発範囲
- 埋蔵文化財包蔵地

事業地内の埋蔵文化財包蔵地

- 1 葛本遺跡
- 2 境田遺跡
- 3 大島遺跡
- 4 間木遺跡
- 5 大渡野遺跡
- 6 赤林一里塚
- 7 上浅子遺跡
- 8 南野遺跡
- 9 欠堰遺跡
- 10 木代遺跡
- 11 上矢次 I 遺跡
- 12 高畑遺跡
- 13 茨垣遺跡
- 14 高田遺跡
- 15 高田館跡
- 16 藤沢狄森古墳群
- 17 矢巾口遺跡
- 18 白山堂遺跡

項目番号	項目名	水質基準値		4月11日	5月11日	6月1日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	11月2日	12月7日	1月4日	2月1日	3月1日	最高値
		数値	単位													
1	一般細菌	100以下	集落数/m ²	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
2	大腸菌	検出されないこと		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l					<0.0003								<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/l					<0.00005								<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/l					<0.001								<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/l		0.001			0.001			0.001					0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/l					<0.001								<0.001
8	六価クロム化合物	0.05以下	mg/l					<0.005								<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/l		<0.004			<0.004			<0.004					<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/l		<0.001			<0.001			<0.001					<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/l	2.67	1.71	1.66	0.84	0.90	1.18	1.56	1.50	1.28				2.67
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/l					0.13								0.13
13	ホウ素及びその化合物	1以下	mg/l		0.2			0.2			0.2					0.2
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/l					<0.0002								<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/l					<0.005								<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/l					<0.001								<0.001
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/l					<0.001								<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/l					<0.001								<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/l					<0.001								<0.001
20	ベンゼン	0.01以下	mg/l					<0.001								<0.001
21	塩素酸	0.6以下	mg/l		<0.06			0.11			0.07					0.11
22	クロロ酢酸	0.02以下	mg/l		<0.002			<0.002			<0.002					<0.002
23	クロロホルム	0.06以下	mg/l		0.003			0.003			0.003					0.003
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/l		<0.003			<0.003			<0.003					<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/l		0.002			0.002			0.003					0.003
26	臭素酸	0.01以下	mg/l		<0.001			<0.001			<0.001					<0.001
27	総トリハロメタン	0.1以下	mg/l		0.008			0.008			0.009					0.009
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/l		<0.003			<0.003			<0.003					<0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/l		0.003			0.003			0.003					0.003
30	ブロモホルム	0.09以下	mg/l		<0.001			<0.001			<0.001					<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/l		<0.008			<0.008			<0.008					<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1以下	mg/l					0.003								0.003
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/l		0.01			0.01			0.01					0.01
34	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/l					<0.03								<0.03
35	銅及びその化合物	1以下	mg/l					0.02								0.02
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/l					16.8								16.8
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/l					<0.001								<0.001
38	塩化物イオン	200以下	mg/l	14.0	14.2	13.8	12.1	12.3	14.4	14.2	15.0	14.3				15.0
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/l		78			71			79					79
40	蒸発残留物	500以下	mg/l		170			157			180					180
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/l					<0.02								<0.02
42	ジェオスミン	0.00001以下	mg/l			<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001							<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/l			<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001							<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/l					<0.002								<0.002
45	フェノール類	0.005以下	mg/l					<0.0005								<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3以下	mg/l	0.7	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6				0.7
47	pH値	5.8以上 8.6以下		6.9	6.8	7.0	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8				7.0
48	味	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5以下	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5				<0.5
51	濁度	2以下	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1				<0.1
管理目標	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/l					<0.0004								<0.0004
	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	mg/l					<0.001								<0.001
標設	抱水コロラール	0.02(暫定)	mg/l					<0.002								<0.002
	遊離炭酸	20以下	mg/l					21								21
設定項目	臭気強度(TON)	3以下	mg/l					<1								<1
	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける。						-1.3								-1.3
項目	従属栄養細菌	2000以下	集落数/m ²					10								10
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/l					<0.01								<0.01
残留塩素(mg/l)	0.1以上	mg/l	0.42	0.36	0.26	0.32	0.28	0.30	0.32	0.28	0.44					0.44
気温(°C)		°C	12.0	16.0	17.0	17.0	27.0	22.0	16.0	8.0	3.0					27.0
水温(°C)		°C	11.5	14.0	16.5	19.0	22.0	19.5	18.0	15.5	12.5					22.0

項目番号	項目名	水質基準値		4月9日	5月9日	6月6日	7月4日	8月8日	9月5日	10月3日	11月7日	12月5日	1月9日	2月4日	3月3日	最高値
		数値	単位													
1	一般細菌	100以下	集落数/㎖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/ℓ		<0.0003			<0.0003			<0.0003				<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	mg/ℓ		<0.00005			<0.00005			<0.00005				<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.05以下	mg/ℓ		<0.005			<0.005			<0.005				<0.005	<0.005
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	mg/ℓ		<0.004			<0.004			<0.004				<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	mg/ℓ	1.12	1.41	1.34	0.70	0.86	0.73	0.73	1.41	1.36	1.19	1.16	1.64	1.64
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	mg/ℓ		0.15			0.14			0.14				0.14	0.15
13	ホウ素及びその化合物	1以下	mg/ℓ		0.2			0.3			0.3				0.3	0.3
14	四塩化炭素	0.002以下	mg/ℓ		<0.0002			<0.0002			<0.0002				<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	mg/ℓ		<0.005			<0.005			<0.005				<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6以下	mg/ℓ		0.09			0.13			0.10				0.07	0.13
22	クロロ酢酸	0.02以下	mg/ℓ		<0.002			<0.002			<0.002				<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06以下	mg/ℓ		0.003			0.003			0.004				0.003	0.004
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	mg/ℓ		<0.003			<0.003			<0.003				<0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	mg/ℓ		0.003			0.003			0.003				0.003	0.003
26	臭素酸	0.01以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1以下	mg/ℓ		0.009			0.009			0.011				0.009	0.011
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	mg/ℓ		<0.003			<0.003			<0.003				<0.003	<0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	mg/ℓ		0.003			0.003			0.004				0.003	0.004
30	ブロモホルム	0.09以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	mg/ℓ		<0.008			<0.008			<0.008				0.021	0.021
32	亜鉛及びその化合物	1以下	mg/ℓ		0.007			0.004			0.007				0.007	0.007
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	mg/ℓ		0.01			0.01			0.01				<0.01	0.01
34	鉄及びその化合物	0.3以下	mg/ℓ		<0.03			<0.03			<0.03				<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1以下	mg/ℓ		<0.01			0.01			0.01				<0.01	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	mg/ℓ		20.5			20.1			21.8				20.8	21.8
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	mg/ℓ		<0.001			<0.001			<0.001				<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200以下	mg/ℓ	14.2	14.0	13.1	12.7	13.8	13.3	14.2	14.0	14.0	13.6	13.7	6.6	14.2
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	mg/ℓ		71			69			72				40	72
40	蒸発残留物	500以下	mg/ℓ		172			169			175				126	175
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	mg/ℓ		<0.02			<0.02			<0.02				<0.02	<0.02
42	ジオスミン	0.00001以下	mg/ℓ		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001				<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	mg/ℓ		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001				<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	mg/ℓ		<0.002			<0.002			<0.002				<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005以下	mg/ℓ		<0.0005			<0.0005			<0.0005				<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)量)	3以下	mg/ℓ	0.9	0.8	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.9
47	pH値	5.8以上 8.6以下		7.1	7.1	7.1	7.1	7.0	6.9	6.9	7.0	7.0	7.1	7.1	7.1	7.1
48	味	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5以下	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2以下	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
管	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	mg/ℓ					<0.0004								<0.0004
理	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	mg/ℓ					<0.001								<0.001
目	抱水クロラール	0.02(暫定)	mg/ℓ					<0.002								<0.002
標	遊離炭酸	20以下	mg/ℓ					16								16
設	臭気強度(TON)	3以下	mg/ℓ					<1								<1
定	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける。						-1.3								-1.3
項	従属栄養細菌	2000以下	集落数/㎖					2								2
目	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	mg/ℓ					<0.01								<0.01
残留塩素(mg/ℓ)	0.1以上	mg/ℓ	0.22	0.28	0.24	0.40	0.52	0.22	0.26	0.36	0.44	0.46	0.30	0.28	0.52	
気温(°C)		°C	7.0	12.0	21.0	19.0	30.0	22.0	21.0	6.0	0.0	3.0	1.0	6.0	30.0	
水温(°C)		°C	9.5	14.0	20.5	18.5	21.0	21.0	20.5	16.0	12.5	9.5	9.0	5.0	21.0	

動植物調査の実施状況一覧

項目	季節	調査実施日	備考
哺乳類	夏季	H30年8月6～8日	
	秋季	H30年9月25～27日	
	冬季	H31年2月12～15日	
	春季	R1年5月23～25日	
鳥類	秋季	H30年10月9、22～24日	10月9日はシギ・チドリ類対象。
	冬季	H31年2月18～20日、3月7日	3月7日はフクロウ類対象。
	春季	R1年5月6、20～22日	5月6日はシギ・チドリ類対象。
	夏季	R1年6月12～14日	
猛禽類	繁殖時期	H31年4月25～27日 R1年5月23～25日 R1年6月13、16～18日 R1年7月16～18日 R1年8月8～10日 R1年9月4～6日	猛禽類の繁殖時期を対象に、各月1回の調査を実施。
両生類	夏季	H30年8月6～8日	
	秋季	H30年9月25～27日	
	早春季	R1年5月8～10日	水田の水張時期に合わせて実施。
	春季	R1年5月23～25日	
爬虫類	夏季	H30年8月6～8日	
	秋季	H30年9月25～27日	
	春季	R1年5月23～25日	
魚類	秋季	H30年9月9～11日	
	春季	R1年6月1～3日	
	夏季	R1年7月22～24日	
昆虫類	夏季	H30年8月13～15日	
	秋季	H30年10月4～6日	
	春季	R1年5月29～31日	
	初夏季	R1年7月1～3日	
底生動物	秋季	H30年9月25～27日	
	早春季	H31年4月22～24日	
	夏季	R1年7月3～5日	
植物	秋季	H30年9月5～7、11～13日	
	春季	R1年5月15～16、27～29日	
	夏季	R1年7月29～31日	

3.1.1.2 水質

調査区域には、閉鎖性の高い水域は存在しない。

3.1.1.3 その他の汚染物質

岩手県内では、岩手県及び盛岡市により、土壌のダイオキシン類による汚染の状況についての調査測定が実施されている。調査区域における土壌のダイオキシン類の調査結果は表 3-5 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準(1000pg-TEQ/g 以下)を下回っている。

また、調査区域において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき指定された土壌汚染対策地域はない。

一方、調査区域には表 3-6 に示す土壌汚染対策法による指定区域が存在する。

表 3-5 土壌のダイオキシン類調査結果

年度	区分	調査地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	
平成 25 年度	一般環境	矢巾町高田	0.040	
		盛岡市乙部	0.62	
	発生源周辺	盛岡市東見前	地点 1	5.1
			地点 2	5.6
			地点 3	6.4
			地点 4	3.4
			地点 5	7.5
			地点 6	3.3
			地点 7	0.21
			地点 8	6.5
地点 9	14			
環境基準			1000	

注：詳細な測定地点は非公開となっている。

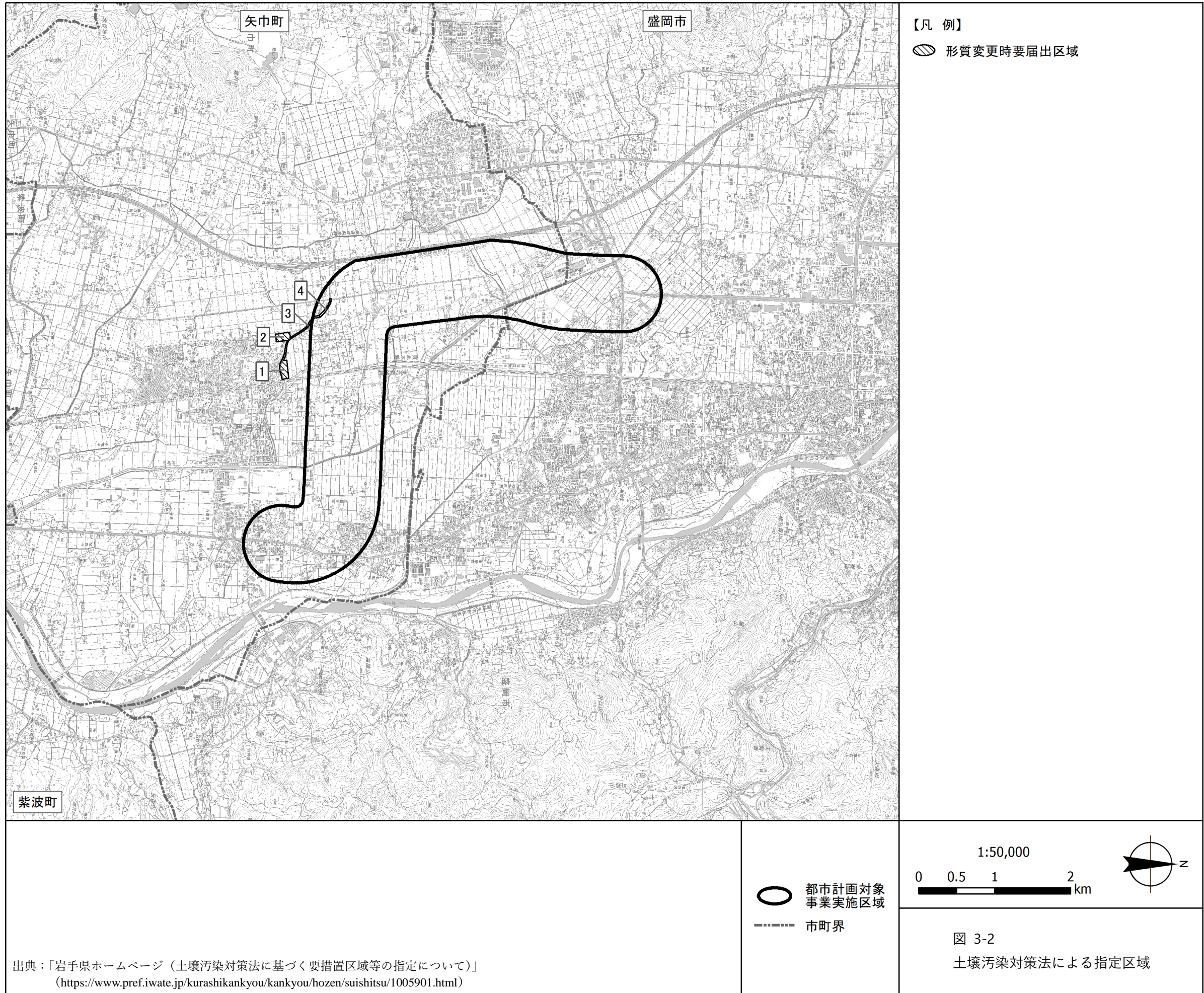
出典：「平成 25～29 年度 公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県）

表 3-6 土壌汚染対策法による指定区域

番号	区別	指定年月日	所在地	面積 (m ²)	特定有害物質の種類
1	形質変更時 要届出区域	H29.9.12	矢巾町北矢幅第 2 地割の一部、又兵エ新田第 3 地割の一部	24,684	砒素及び その化合物
2	形質変更時 要届出区域	H30.1.5	矢巾町北矢幅第 2 地割の一部、又兵エ新田第 3 地割の一部	24,750	砒素及び その化合物
3	形質変更時 要届出区域	H30.8.7	矢巾町北矢幅第 1 地割の一部及び第 2 地割の一部、又兵エ新田第 3 地割の一部並びに上矢次第 3 地割の一部及び第 4 地割の一部	10,580	砒素及び その化合物
4	形質変更時 要届出区域	R1.7.19	矢巾町上矢次第 3 地割の一部及び第 4 地割の一部	7,239	砒素及び その化合物

注：番号は図 3-2 に対応する。

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省）



出典：「岩手県ホームページ（土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定について）」
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/suishitsu/1005901.html>

第 4 章 対象事業に係る「第 2 種事業の判定」概況調査結果等

第 2 種事業の判定基準の該当有無を表 4-1 に示す。

表 4-1(1) 第 2 種事業の判定基準の該当有無

項目		該当有無	根拠	記載箇所	
1 規則第 5 条第 1 号の知事が定めるもの	当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの	×	本事業は一般国道の改築の事業であり、その規模は道路延長約 7km、車線数 4 車線の事業である。本事業の建設にあたり同種の事業の一般的な事業の内容と比べ、環境影響の程度が著しいものとなる特殊な技術、工法等は採用しない。 これらのため、本事業の環境影響の程度は、著しいものにならないと考えられる。	p 2-3～2-5	
2 規則第 5 条第 2 号の知事が定めるもの	(1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域	大気汚染物質の滞留	×	調査区域及びその周囲における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質はともに直近 5 年の測定値が低く、環境基準を満足している。 このため、都市計画対象事業実施区域は大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域ではないと考えられる。	p 3-1～3-3
		閉鎖性の高い水域の汚染物質の滞留	×	都市計画対象事業実施区域内に、閉鎖性の高い水域は存在しない。 このため、都市計画対象事業実施区域は水域に係る汚染物質が滞留しやすい地域ではないと考えられる。	p3-4
		その他の汚染物質が滞留しやすい地域	○	都市計画対象事業実施区域内に形質変更時要届出区域が含まれる。 このため、第 5 章 1.1 その他の汚染物質が滞留しやすい地域で環境影響の分析を行う。	p3-4～3-5
	(2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域	学校	○	都市計画対象事業実施区域内に小学校 2 校、中学校 1 校、各種学校 1 校がある。 このため、第 5 章 5.2 学校・病院・住居が集合している地域で環境影響の分析を行う。	p3-6～3-12
		病院	○	都市計画対象事業実施区域内に病院 1 施設、保育園 1 施設がある。 このため、第 5 章 5.2 学校・病院・住居が集合している地域で環境影響の分析を行う。	p3-6～3-12
		住居が集合している地域	○	都市計画対象事業実施区域内において、一般国道 4 号周辺に住居が集合して分布している。 このため、第 5 章 5.2 学校・病院・住居が集合している地域で環境影響の分析を行う。	p3-13～3-14
		水道原水の取水地点	○	都市計画対象事業実施区域内に 3 箇所の水道施設が含まれる。 このため、第 5 章 5.3 水道原水の取水地点で環境影響の分析を行う。	p3-15～3-16
		その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域	×	都市計画対象事業実施区域内に、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域は存在しない。	p3-17
(3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地	人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境	×	都市計画対象事業実施区域は主に水田雑草群落、市街地及び緑の多い住宅地に占められており、人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境は分布していない。 このため、本事業による人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境への影響はないと考えられる。	p3-18～3-19	
	野生生物の重要な生息地若しくは生育地	○	都市計画対象事業実施区域内に重要な動植物（哺乳類 1 科 1 種 ^{*1} 、鳥類 9 科 15 種、両生類 1 科 1 種、魚類 6 科 7 種、昆虫類 9 科 11 種、底生動物 12 科 17 種、植物 5 科 7 種 ^{*2} ）が生息・生育する。 このため、第 5 章 5.4 野生生物の重要な生息地若しくは生育地で環境影響の分析を行う。	p3-20～3-38	
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象		×	都市計画対象事業実施区域において、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象は確認されていない。	—	

第5章 環境影響の分析結果

第2種事業の判定基準に該当した項目について、環境影響の有無や程度の分析を行うとともに、影響が想定される場合は対策として配慮事項を検討した。

1.1 その他の汚染物質が滞留しやすい地域

都市計画対象事業実施区域内及びその周辺の土壌汚染対策法による指定区域の状況を表5-1に、位置を図5-1に示す。

都市計画対象事業実施区域内に2箇所の形質変更時要届出区域が含まれるが、計画路線はこれを避ける計画としている。

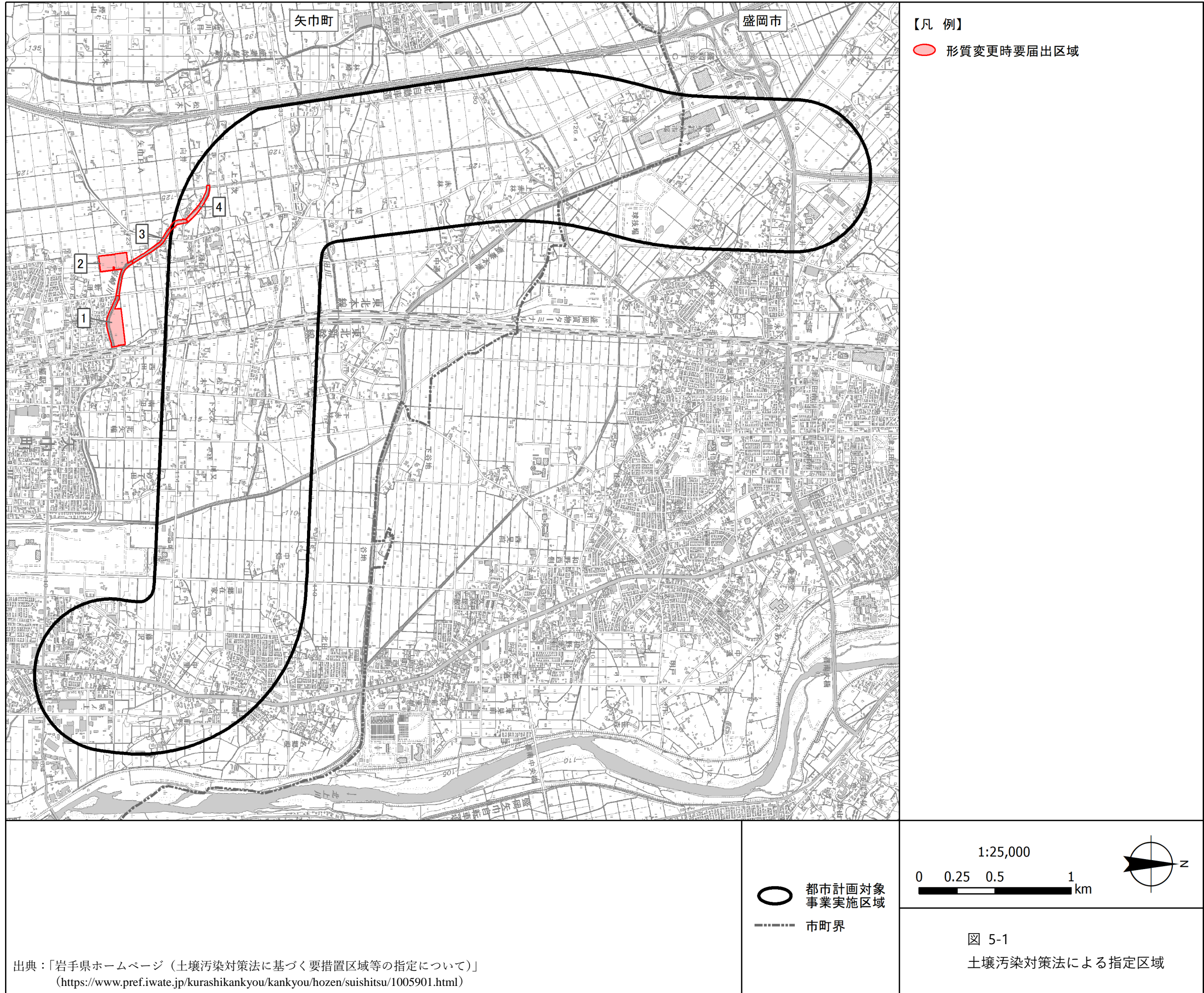
このため、形質変更時要届出区域への影響はないと考えられる。

表5-1 土壌汚染対策法による指定区域

番号	区別	指定年月日	所在地	面積(m ³)	特定有害物質の種類
1	形質変更時 要届出区域	H29.9.12	矢巾町北矢幅第2地割の一部、又兵エ新田第3地割の一部	24,684	砒素及び その化合物
2	形質変更時 要届出区域	H30.1.5	矢巾町北矢幅第2地割の一部、又兵エ新田第3地割の一部	24,750	砒素及び その化合物
3	形質変更時 要届出区域	H30.8.7	矢巾町北矢幅第1地割の一部及び第2地割の一部、又兵エ新田第3地割の一部並びに上矢次第3地割の一部及び第4地割の一部	10,580	砒素及び その化合物
4	形質変更時 要届出区域	R1.7.19	矢巾町上矢次第3地割の一部及び第4地割の一部	7,239	砒素及び その化合物

注：番号は図5-1に対応する。

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省）



「『大船渡工場次期原料山開発事業 環境影響評価』事業経過及び今後の方針」
に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《資料》 p.1

1 (2) トウホクサンショウウオは、卵のう、幼生を確認したためモニタリングを終了したとしているが、「資料 3-1 環境保全措置及び事後調査報告書（事後着手後）」p.47 の写真を見直すと、「トウホクサンショウウオの幼生」とされている個体は、キタオウシュウサンショウウオのものと見られる。もう少し調査を継続してはどうか。

(中村 学 委員)

【回答】

ご指摘を踏まえて精査した結果、「資料 3-1 環境保全措置及び事後調査報告書（事後着手後）」においてトウホクサンショウウオの幼生とした個体は、キタオウシュウサンショウウオと考えられます。このため、トウホクサンショウウオの確認は卵のうのみとなりますので、事後調査報告書の記載内容を別紙のとおり修正いたします。

卵のうが2箇所を確認されていることから、移設先に定着したと考えられますので、事後調査は終了としたいと考えます。

【2】

《資料》

アツモリソウについて。

保全措置の効果が着実に上がっています。

結実率は、自然条件の本種としては高いと思いますが、さらにおこなった人工交配の結果が期待されます。

柵内外に実生は確認されているでしょうか。

(平塚 明 委員)

【回答】

ご意見いただきありがとうございます。

移植した A10 の実生が柵内に4株確認されており、2020年5月に実施した調査においても継続して確認されています。なお、柵外に実生は確認されていません。

5.2 トウホクサンショウウオ

(1) 調査時期

平成31年4月22日、令和元年5月7日にトウホクサンショウウオの卵のう及び幼生の確認を行った。



調査実施状況
(R1.5.7)

(2) 調査結果

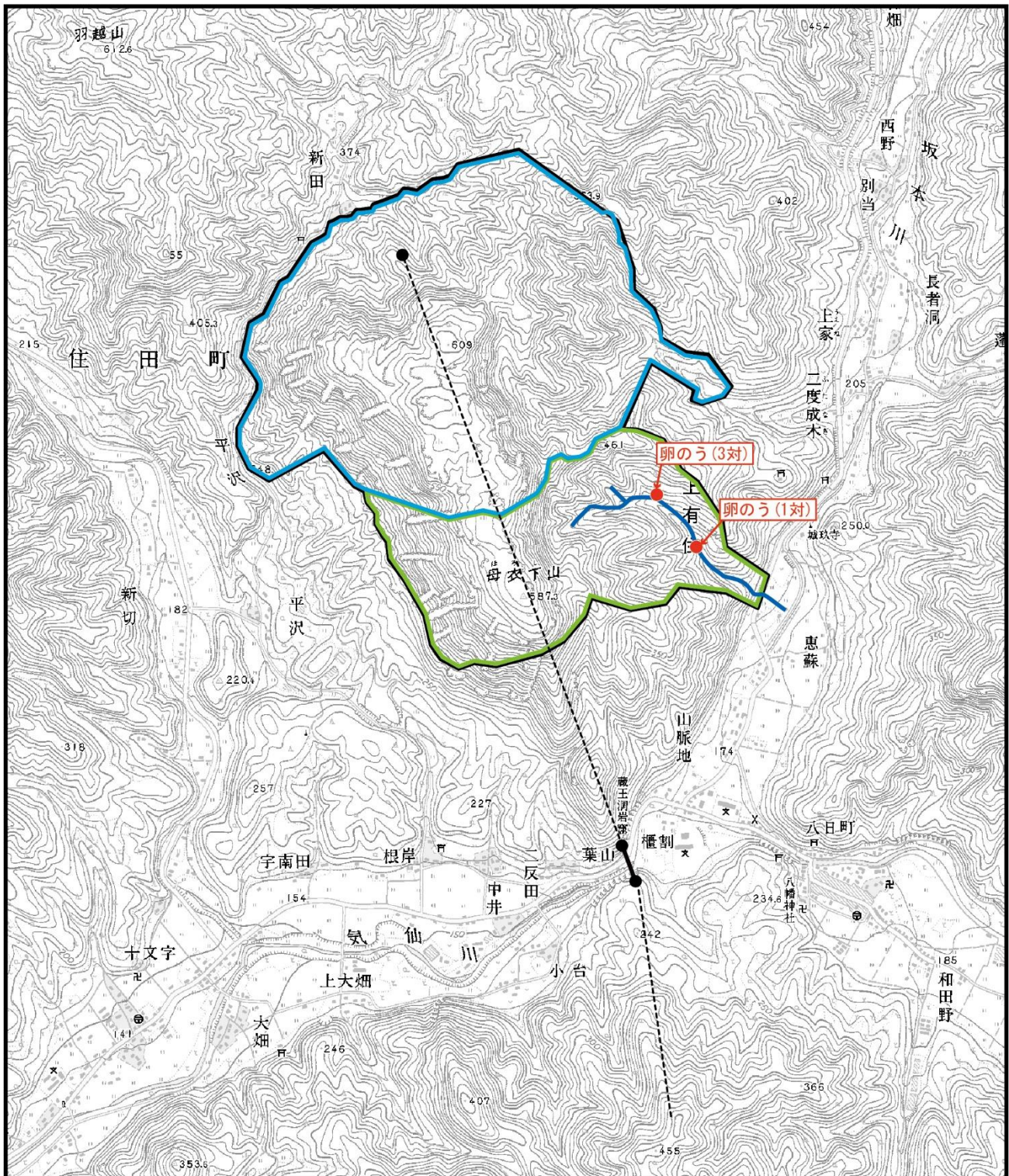
トウホクサンショウウオの卵のうの確認位置は図 5.2-1 に示す。

1回目の4月22日には、沢部周辺の水たまり1箇所、トウホクサンショウウオの卵のうを3対(6個)確認した。2回目の5月7日には、沢部の1箇所、トウホクサンショウウオの卵のうを1対(2個)を確認した。本調査は、トウホクサンショウウオの卵のう移設先^{*}の生息状況を確認したものであり、トウホクサンショウウオが卵のう移設後に定着し、再生産が行われていることが確認された。

※環境保全措置として、平成26年度は計4個を4箇所(図 5.2-2)、平成27年度は計33個を10箇所(図 5.2-3)に、トウホクサンショウウオの卵のうの移設を行っている。移設地の選定にあたっては、在来個体との競争を避ける観点から、移設時にトウホクサンショウウオの生息が確認されていない沢を選定している。移設の状況は「大船渡工場次期原料山開発事業 環境影響評価 環境保全措置及び事後調査報告書(事業着手前)」(平成26年11月、太平洋セメント株式会社)、「大船渡工場次期原料山開発事業 環境影響評価 環境保全措置及び事後調査報告書(事業着手前)」(平成27年10月、太平洋セメント株式会社)で報告済である。

(3) 今後の予定

今年度調査によりトウホクサンショウウオの卵のうを確認しており、定着が確認されたため、事後調査を終了する。



- 凡 例
- 事業計画地
 - 改変区域
 - 残存緑地
 - ベルトコンベア地上部
 - ベルトコンベア及び搬入坑道計画位置
 - 事後調査における
トウホクサンショウウオ
確認位置
 - 沢部(事後調査実施箇所)

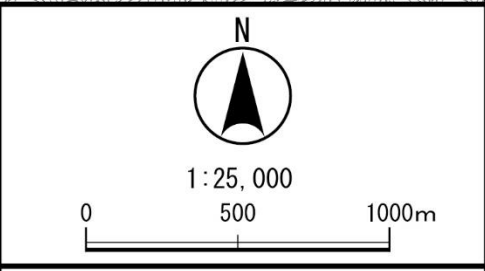


図 5.2-1
トウホクサンショウウオ調査結果



トウホクサンショウウオの卵のう
(H31. 4. 22)



卵のうを確認した水たまり
(H31. 4. 22)



トウホクサンショウウオの卵のう
(R1. 5. 7)



卵のうを確認した沢部
(R1. 5. 7)

第6章 環境保全措置及び事後調査の総括

これまでに実施した環境保全措置及び事後調査について、以下のとおり、報告対象の項目（イヌワシ、トウホクサンショウウオ、重要植物種）ごとに総括する。

6.1 イヌワシ

平成22年度～平成29年度に引き続き、平成30年度もさらに採餌適地の創出を行った。その結果、表4.1-1(p.25)に示すとおり、暫定行動圏内の採餌適地の累積面積は630.24ha、繁殖確率36.94%（婁下の巣の場合）となり、目標とする繁殖確率31.3%を満足する結果となった。

そのほか、環境保全措置として、工事時期の配慮、騒音対策等、モニタリングといった順応的管理を実施した。平成28年より工事を開始し、本格化していったが、イヌワシの異常行動は確認されていない。

イヌワシの繁殖状況としては、平成30年12月～平成31年2月においては婁下周辺、蓬畑周辺のいずれでも交尾、ディスプレイ行動等の繁殖指標行動が確認されていた。蓬畑N1において産卵、抱卵、孵化、抱雛段階まで推移したが、巣内育雛期の5月にツキノワグマの侵入により雛が死亡し繁殖に失敗した。

今後も、目標とする繁殖確率31.3%を維持できるように採餌適地の創出及び検討を継続するとともに、事業の進捗に応じてイヌワシの繁殖状況に即した順応的管理を実施していく。また、環境保全措置の効果の検証も兼ね、イヌワシの生息状況及び繁殖状況の確認を継続する。

6.2 トウホクサンショウウオ

トウホクサンショウウオの卵のうを2箇所(4対)確認した。卵のう移設時にトウホクサンショウウオの生息が確認されていなかった沢において、定着が確認されたことから、トウホクサンショウウオに対する環境保全措置は成功していると考えられ、今年度で事後調査を終了する。

6.3 重要植物種（アツモリソウ）

今年度の調査により、平成28年度までに確認されていたA1～A14におけるシュート数、開花数、結実数を経年的に比較すると、シュート数は48、開花数は44、結実数は23増加したことが明らかとなった。また、継続的に移植後の生育状況を確認した結果、いずれの個体も生育状況は良好で、11月には通常通りの休眠が見られたことから、移植による生育状況の悪化はないことが確認された。このことから、現時点においては婁下山におけるアツモリソウに対する保全措置は成功していると考えられる。

来年度も今年度と同様に、移植を行った個体及び自生個体の生育状況について継続的な確認を行うとともに、通信型センサーカメラによる確認などを行う。また、生育確認の結果、病害虫その他による影響が確認された場合は、影響要因の除去、薬剤散布や塗布など、適時適切に対応を行う。